

# 令和 8 年度愛知県公立大学法人障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

## 1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に基づき、本法人が行う物品及び役務の調達において、障害者就労施設等が提供する物品及び役務に対する受注の機会の拡大を図ることを目的とする。

## 2 対象事業者

本調達方針により、物品及び役務を調達する対象事業者は、次に定める障害者就労施設等とする。

### (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等

- ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
- イ 就労移行支援事業所
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- オ 地域活動支援センター

### (2) 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所

### (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
  - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
  - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
  - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上

### (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

## 3 適用範囲

愛知県公立大学法人が発注するすべての物品及び役務の調達とする。

## 4 調達目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

## 5 調達に関する基本的な考え方

### (1) 本法人における取組方針

調達する物品及び役務の分野を限定することなく、本方針の対象となる物品及び役務について、積極的かつ計画的な調達に努める。

### (2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、愛知県公立大学法人契約事務取扱規程第 28 条第 7 号に定める随意契約に係る規定の活用を図る。

## 6 調達実績の公表

毎年度終了後、実績の概要を公表する。